岐阜県長良川スポーツプラザ指定管理募集に関する質問及び回答について

	質 問	回答
1	Covid-19 の感染拡大の影響により、これまで補填をしてい	現行指定管理期間(令和元年度~令和5年度)における
	ただいておりましたが今後の運営状況が変化しているのを	指定管理料上限額をベースとし、以下の変動要因を加味
	考慮して、指定管理料(48,326千円)の積算根拠をお示しく	しております。
	ださい(過去5年間の収支状況は、コロナ補填や電気代高騰	・労務単価上昇による人件費及び委託料の増
	分の補填等不明確によりますので)。また今後の5年間の経	・燃料価格の高騰による光熱水費の増
	済状況が明らかに変化しますので、仮にリスク分担表による	今後の経済状況の変化に伴う対応については、リスク分
	とのことでしたら、指定管理料の上限 48,326 千円の今後具	担に基づき、都度協議を行います。
	体的に何を(例えばコロナの影響、電気代の高騰、人件費の	将来の財政措置を要するものであるため、現時点で具体
	950円に上昇など) どのように対応していただけるかお示し	的な対応を示すことはできません。
	ください。	
2	指定管理者制度の目的の1つである民間のノウハウでの経	本件については、岐阜県長良川スポーツプラザ指定管理
	費削減の趣旨からして下記の件につき見解を求めます。公募	者募集に関する内容ではありませんので、当課からの回
	の5年間の積算において、県の方針を確認させていただきた	答を差し控えます。
	l'°	
	1. 電気等の高騰分の補填において、公共料金がゆえになぜ	
	指定管理者の負担(総事業費の1%)をしなければならない	
	のか。	
	2.コロナ補填においても決算後の収支差額の返還金はなぜ	
	行わなければならないのか。補填をしていただくだけでなく	
	民間企業である以上利益を少なくともねん出する努力をす	
	るのは当然ですが決算後のそれも会社決算まじかの 7 月 25	
	日付で返還する理由をお示しください。	